

文書館整備検討委員会 第5回会議 議事録

日時：平成24年7月24日（火）

午前10：00～12：00

会場：新潟市役所白山浦庁舎5-401会議室

委員	本間恂一（委員長）、伊藤善允、小野民裕、 下井康史、杉本道秋
幹事	総務部総務課長 木村隆行 総務部IT推進課長 木山 浩 江南区役所副区長（総務課長） 田村敏郎（代理出席） 教育委員会中央図書館サービス課長 山下洋子
事務局	文化観光・スポーツ部長 木村勇一 同部 歴史文化課長 倉地一則 同部 歴史文化課 歴史資料整備室 拝野室長 同部 同課 同室 長谷川主査 同部 同課 同室 福田主査 同部 同課 同室 鈴木主査

議 事

1. 開 会

（司会／事務局・鈴木）

それでは、定刻となりましたので、文書館整備検討委員会第5回会議を開会いたします。

本日の司会を務めます、新潟市文化観光・スポーツ部歴史文化課の鈴木でございます。よろしくお願いいたします。

会議に入ります前に、本日の資料を確認させていただきます。すでに委員の皆様には、「新潟市文書館整備基本計画（案）」という資料を送付させていただきました。それ以外に、本日、皆様のお手元に2点、資料を配付させていただきました。一つは、A4判ホチキス留め、「文書館整備検討委員会 第5回」という表題の2枚つづりがございます。本日の次第、委員の皆様の名簿等がございます。

もう一つは、クリップ留めをしてある資料でございます。そのうちのA4判の2枚、ページが5、6、7と振ってございますけれども、こちらは、先日送付させていただきました「基本計画（案）」の5から7ページと、恐れ入りますが差し替えをしていただきたく思います。それから、A3判のほうは、新たに追加になる資料でございます。皆様方のお手を煩わせて、大変申し訳ございませんが、どうかよろしくお願いいたします。

なお、本日の会議は公開とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。併せて、会議録作成のために、録音させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、4月の人事異動に伴いまして、幹事及び事務局に変更がございますので、お伝えいたします。幹事では、IT推進課長が木山浩に変わりました。

（木山IT推進課長）

どうぞよろしく申し上げます。

(司会／事務局・鈴木)

続きまして、事務局では、歴史資料整備室長が替わりました。前任の佐藤室長の退職に伴いまして、北区地域課から異動してまいりました、拝野博一でございます。

(拝野室長)

拝野です。よろしくお願いいいたします。

(司会／事務局・鈴木)

なお、皆様にお配りしました名簿は、名前の読み仮名が「はいのひろかず」となっておりますが、「はいのひろいち」の間違いでございますので、ご訂正をお願いいたします。

同じく事務局で、歴史博物館みなとぴあより異動してまいりました長谷川伸でございます。

(長谷川主査)

よろしく申し上げます。

(司会／事務局・鈴木)

それでは、議事に先立ちまして、事務局を代表して、文化観光・スポーツ部長の木村がごあいさつ申し上げます。

(木村文化観光スポーツ部長)

おはようございます。本日はお忙しい中、会議にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、委員の皆様におかれましては、日ごろより、本市の歴史文化行政に多大なご理解とご協力を賜りまして、厚くお礼申し上げます。

さて、昨年4月に公文書等の管理に関する法律が施行されまして、1年が経過いたしました。このところ、各地の自治体で公文書管理条例の制定や、また公文書館の設置に関する動きが活発になっているようです。最新情報では、本市に先行して公文書館の整備を進めている札幌市が、6月に公文書管理条例を制定いたしました。また、5月には高松市が平成26年の開館を目標に、公文書館整備基本計画をまとめました。本市もこうした動きに続いていきたいと考えております。

前回の検討委員会では、「文書館整備基本計画（案）」ということで、委員の皆様にはさまざまな角度から、その骨子についてご検討いただきました。その中で、基本計画の策定にあたっては、格調高い理念を持つべきだというご意見をいただきました。そこで、今回は、根拠法令に基づいた策定計画と文書館の必要性を改めて述べるとともに、文書館の基本的な目標を設定し、基本機能を明らかにすることで、本市がこれから作ろうとする文書館について、包括的な基本理念をお示しいたいと考えております。

本日は、限られた時間ではございますが、活発なご議論をよろしくお願い申し上げます。

(司会／事務局・鈴木)

なお、本日、木村部長は所用のため、途中で退席させていただきますので、ご承知おきください。それでは、早速、議事に移りたいと存じますので、以降の進行は、本間委員長にお願いいいたします。

2. 文書館整備基本計画（案）について

基本計画策定の趣旨

(本間委員長)

では、よろしく申し上げます。

それでは、今日は、基本計画策定の趣旨、それから新潟市文書館の基本理念等の資料が配られています。過去4回は、文書館の具体的なあり方、あるいは新潟市が抱えている文書、公文書、あるいは歴史文書でしょうか。これと、将来、設立される新潟市公文書館の関係等について、委員の皆様からいろいろ忌憚のないご意見をいただきました。

先ほど、木村部長さんからお話がありましたように、今回は、この文書館の必要性、あるいはなぜ新潟市公文書館が、新潟市政の中で緊急に設立されなければならないのか。こういうことについて、事務局から案が出ております。そういうことで、今までの議論とは、少し趣を異にして、基本理念等について、議論するというご意見ですので、また委員の皆様からは、忌憚のないご意見をいただきたいと思います。

それでは、「文書館整備基本計画（案）」につきまして、事務局よりご説明をお願いいたします。

（事務局／拝野室長）

今年度初の検討委員会開催ということですので、これまでの審議の経過について、総括したうえで、今回、提示する基本計画（案）の意味及び位置づけを説明いたします。その後に担当者より、基本計画（案）の中身について、説明させていただきます。

まず、平成22年10月に開催した第1回目の会議では、文書館が扱う公文書、地域資料等の範囲について議論いただき、文書館で公文書の開示請求までできる形態についても検討すべきではないかとの意見をいただきました。

平成23年2月の第2回目の会議では、第1回目において広く公文書の開示を行う施設とすべきではないかとの意見に対しまして、歴史的に価値を有する文書のみを対象とする、いわゆる狭義の狭い意味での文書館を目指すという方向を提示させていただきました。また、文書館の機能として、1点目、歴史公文書を引き継いで管理を行う。2点目、地域の歴史資料の収集・管理を行う。3点目、歴史情報を市民に提供するの三つを掲げました。さらに文書館設置後の公文書分類センターの取り扱い、現用文書のまま文書館に収納する特例的扱い、文書館の取り扱い資料。また目録検索システムについてご提示申し上げ、目録ダウンロードの可否などについて、ご議論いただきました。

第3回目の会議は、平成23年8月に開催しております。第2回目に問題となった目録のダウンロードについては可能とするが、電子的に記録、保存された資料の閲覧については、インターネット上では行わない。また、管理委任文書は想定されないことを報告いたしました。その後、文書館の業務として、2回の会議でも示した三つの機能を提示いたしまして、併せて施設規模及び設備についても説明し、ご議論いただきました。議論の中では、収蔵庫の面積は果たして足りるのかといった意見が多数を占めておりました。この議論の過程で、理念や目的を検討してから、施設の構成や面積を考えるべきだとの指摘がありました。また、文書の作成から廃棄までのレコードスケジュールを管理する公文書館を目指すべきだとの意見も出されました。平成23年11月には、委員の皆様から公文書分類センターを見学していただいています。

第4回目の会議は、平成24年3月に開催しております。それまで3回の議論を受けて、文書館整備基本計画（案）の骨子について提示し、ご審議いただきました。その中身といたしましては、基本計画策定の趣旨、文書館の基本理念、新潟市文書館で行われるべき業務、文書館の施設の運営などについて示して、自治基本条例などの根拠法令を軸に格調高い理念をうたうべきとの意見や、新潟市の独自性を示すべきだというような意見が出されました。

そこで、今回お示しした基本計画案では、これまでの審議の経過を踏まえ、公文書管理法施行後の指針の中で、新潟市が目指すべき文書館のあり方、それを支える新しい活動について検討し、公文書等の管理に関する法律、新潟市自治基本条例などの根拠法令を軸に、文書館整備計画（案）の策定に

至る経緯や基本計画の位置づけ及び文書館の必要性について述べております。

また、文書館の基本理念を形づくる文書館の必要性、文書館の基本目標、文書館の基本機能について、これまで歴史文化課が行ってきた歴史公文書の保存管理、公開、市史の編さんなどの実績に照らし、さらに社会的な要請の高まり、市民ニーズなどを基に記述しております。

今回の委員会では、経緯と基本理念、その基本理念を実現するために求められる基本機能について、ご審議賜りたいと思います。今回の審議で確定した基本理念及び基本機能に基づいて、次回には文書館が行う事業分野と事業内容等について、ご議論いただく予定です。現在、文書館の設置場所について明確な結論を出すことはできませんが、文書館が目指す方向を明らかにしながら、グランドデザインを描くことを念頭に、ご審議をお願いする次第です。

私からは以上です。続いて、担当から説明いたします。

(事務局／長谷川)

それでは、資料に基づきまして、まず、「1. 基本計画策定の趣旨」の部分につきまして、説明させていただきます。基本的には資料を読み上げるものですが、よろしくお願ひいたします。

(1) としまして、基本計画策定までの経緯ということです。平成19年、新潟市は政令指定都市に移行しました。地域のことは自ら考え、自ら行動するという、分権型の政令指定都市を作ることを目指して平成20年に制定した「新潟市自治基本条例」では、市民と市は市政に関する情報を共有し、市民参画のもとで市政運営を行い、協働して公共的課題の解決にあたるのが、第5条で自治の基本原則として定められています。それに先立ちまして、新潟市では、すでに昭和61年の段階から「新潟市情報公開条例」に基づきまして、市が保有する公文書の公開の推進を図ってきております。

情報公開の基盤となる公文書の取り扱いについては、「新潟市文書規程」におきまして、作成から廃棄までの管理ルールを定めるとともに、保存期間が満了した文書のうち、歴史的な価値があると認められたものを歴史文化課が引き継ぎ保存するものとしています。また、平成の合併に際し、旧市町村から引き継いだ公文書の散逸を防ぐため、平成19年に6か所の公文書分類センターを設置し、将来的に大切な公文書を現在、保存しております。

このような中、国の機関における重要な公文書の保存・利用が十分機能するように、平成23年の施行ですが、「公文書等の管理に関する法律」が制定されたことはご存じだと思います。この法律では、地方公共団体もこの趣旨に則り、歴史公文書等（歴史資料として重要な公文書その他の文書）の保存・利用及び保有する文書の適切な管理に関して必要な施策を講じるように規定されています。

かつて、公文書は行政の内部文書としての性格から、保存が徹底されなかったこともありましたが、昨年の東日本大震災では、公文書が津波等で大量に逸失し、災害時における地域住民の生活の面では、その保存のあり方が問われております。これらの公文書の中には、市政のあゆみを示す歴史的な価値の高い資料も含まれており、保存期間を経過した公文書を移管・選別した上で歴史公文書とし、保存・利用に供して市政を検証できる体制を整えることは、過去に学び将来に備えるべきという、社会的要請に合致するものと思っております。

一方、本市では「新潟」という地域を明らかにするために、歴史編さんや地域史料の保存・活用を行い、情報を発信してきた実績がございます。「新潟市自治基本条例」にも先人から受け継いだ自主と自立の精神風土を活かし、その土台の上で、地域の歴史と文化を活かした個性的な、真に自立性の高いまちづくりを進めることが明記されています。本市は、個性豊かで持続可能な地域社会を実現するため、地域資源を最大限に活用して、地域の独自性や自立性を尊重した「かつてないまち」をつくることを目指しております。市民が「新潟」に大きな誇りを持てるように、また市民が「新潟をより深く知りたい」という高度な欲求を満足させるサービスを提供することが求められています。

ここで、参考資料でございますけれども、この部分の説明に当たる部分として、私の方でまとめさ

せていただきました。これは新潟市が過去にどのような形で歴史関係の事業を行ってきたかということを示したものです。新潟市は、古くは江戸時代の公文書を連綿と保存してきているという歴史がありますし、戦前・戦後を通して、幾度もの史料編さんを行うことによって、新潟の歴史を発信するという作業を行ってきたということ、一目で分かるような形で示してみました。また、あとでこれに関しては、触れる部分もございますが、参考としてご覧いただきました。戻ります。

このような「新潟市自治基本条例」に掲げられたビジョンの具現化を果たすために、本市においては「公文書管理条例」制定の検討・調査を進めていますが、今こそ「地方公共団体は、歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関し、適切な措置を講ずる責務を有する」と決めました。昭和63年に施行されております「公文書館法」の趣旨に沿い、新潟市の市民自治推進の拠点施設の一つとして、歴史公文書等を一体的に保存・活用する「文書館」を設置することが必要と考え、「新潟市文書館整備基本計画」を策定いたします。

(2)として、基本計画の位置付けですが、本基本計画は、前掲しましたような形で「新潟市自治基本条例」に掲げられております市民と市による市政情報の共有、及び公文書の管理と利用・活用の充実を求めた「公文書館法」(前掲)、あるいは「公文書等の管理に関する法律」の趣旨を踏まえ、「新・新潟市総合計画」に基づきまして、歴史的資料の保存と活用を行う施設整備のためのものとしたします。また、この計画は、「新潟市文化創造都市ビジョン」にうたわれております、「個性ある歴史の活用」や「地域文化の継承と発展」への貢献を目指すものとしたしたいと思います。1の部分に関しては、以上でございます。

(本間委員長)

どうもありがとうございました。「新潟市文書館整備基本計画」というのは、今後、この委員会等で最終的にまとめる一つの理念的な文書になろうかと思えます。そこで、事務局から今までの経過等を中心にして、基本計画策定までの経緯ということを作成文書にしたがいで、ご説明いただきました。これにつきまして、忌憚なくご質問、ご意見をお願いしたいと思います。

(伊藤委員)

1ページの下から4行目の最後、「地域史料」という、いわゆる「史料」ですか。

(事務局／長谷川)

すみません、今、統一しておりますので、「史料」ではないほうを…。

(伊藤委員)

それに関連して、ずっと見ていきますと、「史料保存」のところに「史料」と書いてあります。何か今までの会議の中では、いわゆる「史料」を使ったところは出てこなかったと思うのです。ということで、「しりょう」の用語の使い方について、どのように考えておられるかということをお聞きします。

(事務局／長谷川)

まず、基本的には「資料」を使います。概念規定の問題としては、「史料」を含めて、「地域資料」といった場合、古文書等、例えば江戸時代から続く村などの地域に残る歴史資料のことということで、基本的に考えています。すべて、地域に残る古文書等の歴史資料というものを一般の地域資料というように考えています。

(本間委員長)

そうしますと、古文書等に限定して。

(事務局／長谷川)

「等」ですから、広いです。例えば、古文書と一緒に残っているものも含めてになると思うのです。存在する以上、保存の必要があるもの、対象となるものは、すべて包括するものと考えています。

(本間委員長)

いかがですか。今のお答えに対して。

(杉本委員)

細かいですか。私はよく分からないのですけれども、歴史資料といったときに、その場合には、資料の中に、例えば、民俗資料とか、考古資料というのがあります。

(事務局／長谷川)

基本的には、「地域の歴史資料」という形で統一的に考えていきたいと思います。確かに（「史料」⇒）歴史の資料と書くのは、歴史資料の短縮形と考えるのが一番分かりやすい。狭義になれば、当然のことながら古文書等というように限定されてくると思うのですけれども、業務として扱う範囲としては、それだけではございませんので、古文書だけではなく、それとともに（一緒に）残っている（資料）、例えば、書籍だったり、美術資料だったり、場合によっては生活民俗資料等もその範疇に入ってくるものと考えています。

(本間委員長)

そうすると「地域」とおっしゃいましたが、地域というのは、江戸時代以前の資料が作られた地域という意味ですか。

(事務局／長谷川)

それだけに限らないと思います。やはり時代によって、地域というのは変わるのだと思います。行政区画が「村」と言っても、大きな村もありますし、行政単位の村もあります。それから、本当に一村単位（の村）もあります。それから、字の「村」もあります。時代とともに、それだけを見ても、大分それぞれ違います。それから、例えば同じ組合とか、同じ生活指標みたいなもので結びつく部分もあると思うのです。共同体的な。だから、その土地でもって共通して何か行われているような共同的なものを行っていることが分かるものについても、地域と言えらると思うのです。ですから、それは小さな村とか、そういうことに限定すべきではなく、それぞれの資料の背景になる語るものが、大変多くあると思いますので、その中で、それぞれの地域というのは変わってきます。

(本間委員長)

分かりましたけれども、「しりょう」の言葉が二つありますが、これが非常に適切に使われている歴史書とか、あるいはこういう歴史の著作物とか、そういうものがなかなか見たことがありません。だから、新潟市の今の用語で明確にこれをすばつと規定するというのは、なかなか難しい問題だと思うのです。そういうことで、伊藤先生、これは恐らく市民といいますか、市のいわゆる市当局が、市民に文書館の必要性をアピールする文書だと思うのです。整備基本計画が完成した場合、そのときに、歴史の「しりょう」という言葉が、あるところではこういう概念規定で使われ、あるところではこういう規定で使われるというのは、作っている人は非常に分かるのですけれども、読む人というのが、果たしてどのように受け取るかということが、非常に難しいのです。その場合に、それをはっきりするとすれば、この基本計画の趣旨のところ、二つの用語の規定をはっきり書くか、あるいは書かないでいくかということが非常に難しいと思うので、先生、ご意見はいかがですか。

(伊藤委員)

一番、疑問に思ったのは、これは基本体系のところ、いわゆる「史料保存」という歴史資料があって、そこに出てくるのが皆さんの配付資料で、史料保存というところの部分だけ、それを使っていると。そこに史料保存というところに限定しますと、一番下のところに「資料」とありますけれども、そのところで、これはどのようにになっているのだろうというように一般の人は疑問に思うのではないのでしょうか。今、お話の中で、「歴史資料」を略して「史料」というような表現でいるのだというようになお話をしましたがけれども、全国の歴史資料保存連絡協議会とか、あるいは新潟市の場合でも、その歴史資料の「史」と「料」を取って「史料」というように略して使っているところがある

ようなのですが、全部資料なのでですから、全体的にひっくるめて考えたら、「歴史資料の保存」と大きくくったほうが、一般には分かりやすいのかと。突然、「史料」が出てくるということが、少し分かりにくいのではないかという気がします。

(本間委員長)

要するに、広い意味の「資料」という言葉で通したほうがいいということですね。ほかの皆さんいかがですか。今の用字、用語という問題ですけれども。小野さん、どうですか。

(小野委員)

私も伊藤委員のように「歴史資料」で統一すべきだと思います。

(本間委員長)

先生、いかがですか。

(下井委員)

これはもう専門家の言うとおりで。

(本間委員長)

杉本さん、いかがですか。

(杉本委員)

今の伊藤委員の意見で。

(本間委員長)

要するにいわゆる広い意味での「資料」で通すということで、いいということですか。事務局は、古文書等については、近世などの古い時代に作られた資料を、いわゆる「史料」というのでしょうか。

(事務局／長谷川)

いえ、「資料」に時代的な差別はございません。

(本間委員長)

そういうことになるのでしょうか。それでは、これは今ここで決定するということではなく、(事務局は)委員の皆さんのご意見は、そういう意向だということ踏まえまして、今後の委員会でもた、協議していくということで、最初の「しりょう」の用字、用語の問題について、こういうことをご賛同にさせていただいてよろしいですか。

それでは、この問題のほかに、何かご質問、ご意見がありましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。

(下井委員)

お伺いしたいのですが、2ページの5行目、このような「新潟市自治基本条例」に掲げられたこのようなビジョンというのは、何を指しているのですか。ビジョンということは、これからの見通しといいますか、目標とか、そういうことですか。

(事務局／長谷川)

自治基本条例に述べられている先人から受け継いだ自主、自立の風土を活かし、その土台の上に、地域の歴史と文化を活かした個性的な自立性の高いまちづくりを進めることということです。

(下井委員)

1ページの下4行ぐらいですか。それから、2ページの5行目において、このビジョンを具現化するために公文書管理条例を作るのですか。そこは決まらないような気がするのです。少なくとも、間にワンクッションいるのではないですか。公文書管理条例の必要性については、1ページの上のほうでは、むしろ情報公開との関係で述べられているわけですね。しかし、2ページのここでは、今のご説明を踏まえたと、公文書管理条例を作れたら、個性的で自立性の高いまちづくりを進めるビジョンということで、具現化に尽くすというように読めてしまうのですが、ここは間に何かないと通ら

ないかなという気がするのです。そうではないという読み方ができるのであれば、構いませんが。

(事務局／長谷川)

そうでないということですか。ワンクッションというのはどういう、例えば具体的に先生のほうからお示しいただくのであれば、どのような形でワンクッションが必要と考えられますか。

(下井委員)

例えば今、ぱっと思いついたのは、公文書管理条例を作ったら、情報公開に資するとか。

(事務局／長谷川)

そここのところに問題があると思うのです。私たちは公文書管理条例の制定・調査を進めていますが、それだけで文書館を作ろうと思っているわけではありません。両輪だと思っています。公文書も大事ですけども、地域資料のことも大事だと考えています。そういう意味での文書館を作ろうと考えています。ですから、公文書に特化させた形での解釈は、それも少しおかしいのではないかと。

(下井委員)

5行目の「果たすために」というのは、その後の「条例制定の検討・調査を進めています」に係るのではなくて、むしろその後の部分の「公文書」というように読むのだと。

(事務局／長谷川)

そうです。

(下井委員)

分かりました。ただ、それが日本語の素直な解釈で、いかがなものかと思います。

(事務局／長谷川)

それは法律にひきつけた考え方で、素直な読み方と言われるかもしれませんが、歴史的な観点から考えて、我々がやろうとしている文書館のスタイルから考えますと、並列にしたいということです。ですから、むしろ下のほうが主文でございますので、そこにこだわっていただかないほうがいいと思います。

(下井委員)

内容についていろいろ申し上げているわけではなくて、日本語として、ビジョンの具現化を果たすためにと言ったら、大抵、次の文書に係ると思うのです。そういう形式的なことを申し上げています。

だから、今のご説明をいただければ、そういうことかと分かりますけれども、こういう文書は、もう少しそこを読んだだけで分かりやすいほうがよろしいのではないのでしょうか。

(事務局／長谷川)

鋭意努力します。

(本間委員長)

この部分については、ご指摘がありましたから、少し研究していただいて、次回、修正・整理していただきたいと思います。では、検討するというところでよろしいですか。

(下井委員)

では、もう一点よろしいのでしょうか。これも形のだけのこともかもしれませんが、大きな1として、基本計画策定の趣旨としている。基本計画策定の趣旨ということは、なぜ基本計画を作るかという理由の説明だと思います。(1)で「経緯」と。この「経緯」という日本語からどういう文意を取るかは人それぞれなのかもしれませんが、私だったら、「経緯」と言ったら、ただ客観的な事実、これまでこういうことがあったというのが経緯だと思っています。ところが、その「経緯」と言って、再度「策定します」というところで、ここで理由の説明になっているわけで、それはそれでいいのかと思いますが、次の(2)が「位置付け」です。この「位置付け」が大きなまとまりとしての趣旨の下位概念になっているのは、そこは少し違和感があって、いつそこの「趣旨」と「位置付け」は全く別項目に

して、大きな「1. 基本計画策定の趣旨」、大きな「2. 基本計画について」でいいのではないかと思います。 (1) でずっと「経緯」とおっしゃっていますけれども、これはまさに趣旨をおっしゃっていると思うのです。 そういうところにこだわるか、こだわらないかという問題もあります。

(本間委員長)

そうしますと、今、おっしゃるのは、「基本計画策定までの経緯」という部分です。「までの経緯」という言葉は取るということですか。

(下井委員)

「1. 基本計画策定の趣旨」ですよね。「(1) 基本計画策定までの経緯」を取ってしまって、次の文書は、ずっとこの趣旨の説明をして、2ページの「(2) 基本計画の位置付け」では、括弧を取ってしまって、上の位置付けを大きな「2」にすると、次の基本理念は大きな「3」にしてしまうという提案です。この原案のままでもいいというご意見があれば、それで構いません。

(本間委員長)

今のご提案はお分かりですね。では、それについて、ご意見いただけますか。事務局のほうでもご意見をいただいてもいいのですけれども、委員の先生方いかがですか。今のご提案で強調されるのは、「経緯」という部分が、経緯という範疇を逸脱した説明が増えたのです。こういうことですよ。

(下井委員)

経緯というよりも、そこからどういう文意を持つかは、人によってそれぞれのなのかもしれませんが、私の理解だと、経緯というのは客観的な事実だと思います。

(本間委員長)

そして、(1) を取るということですね。基本計画策定の趣旨。

(下井委員)

ここは趣旨の説明だと思うので。

(本間委員長)

それで「基本計画策定までの経緯」を取って、それを「1」として、そして「(2) 基本計画の位置づけ」を「2」とする。2の「新潟市文書館の基本理念」を「3」とすると。こういう骨格的なご提案です。いかがでしょうか。倉地課長、いかがでしょうか。

(事務局／倉地課長)

先生のおっしゃるご指摘のように、一番の趣旨のところは経緯になっていなくて、まさに先生のおっしゃるとおりでございますので、そのようにさせていただければと思います。

(本間委員長)

説明といいますが、これは作成された長谷川さん、今のご提案に対していかがですか。

(事務局／長谷川)

私的には、歴史的経緯だと思っています。確かに事実関係と言うとおかしいのですけれども、どのように整理するかという問題はあると思うのですが、まとめる形として、こちらのほうが趣旨としての確だということであれば、そのように修正させていただければと思います。私自身としては、歴史的経緯を含めて趣旨と経緯だと思っています。

(本間委員長)

お気持ちはよく分かりました。そうしますと、表題の番号が、先生のご提案だと変わりますが、内容はよろしいということですね。番号は、変わるのですけれども、それに対応して、内容をいじる必要はないのではないかと。こういうご提案ですね。いかがですか。

(伊藤委員)

よろしいかと思います。

(本間委員長)

よろしいというのは、下井先生の提案でよろしいということですか。杉本さん、いかがですか。

(杉本委員)

けっこうです。

(本間委員長)

小野さん、どうですか。

(小野委員)

今の議論のことは、それでいいと思いますけれども、やはり経緯というには、基本方針がたどってきた上での、いわゆる各地での文書保存が進んでいたということをもう少し入れるべきではないか。この文言の中では、東日本大震災ということが入っていますけれども、それだけではなく、本市では明治以来の度重なる大火や水害、庁舎の移動とか、そういうものをくぐり抜けて、各地で公文書、ないしは地域資料が保存されていたという（こと）、さらに昭和40年代の合併町村史の歴史の編さん、平成の新・新潟市史の編集。そういうあゆみを掲げてもいいのではないかと。

それから、旧市域だけではなくて、それ以外の自治体での資料保存のあゆみ。各図書館、郷土資料館、あるいは博物館とか、ないしは公民館とかで保存されていたということも伝えるべきだと思います。よく公文書館などに行くと、しおりなどの沿革のところ、先立つ保存運動みたいなものも書いています。第1回目で申し上げたように、編入合併よりも数年前に横越町では、「まち」としては、全国で3番目の条例を有する文書館があった。そういうことも書いておくということも当然かという気がします。他の保存の観点なしに、戦前・戦後を通じて、新潟市は歴史事業で修史事業を行っていたみたいな文言が突然出てきますけれども、もう少しこの経緯というところで、冒頭あった「新潟町会所文書」が今、伝わっているということの意味もふくめて、経緯と言うからにはもう少し膨らませて。他の類縁機関、何となく文書館だけが突然、自治基本条例、それから文化振興計画の中で、クローズアップされたみたいな受け止められ方をするのも、先人の市史編さん課といった歴史文化課の前身にあたるような機関の積み重ね。ないしは総務課さんたちの営々とした努力をもう少し掲げてもいいのかなという気はします。

(本間委員長)

それでは、先ほどの下井先生の骨格といいますか、形です、番号。これについては、委員の皆さん、それから市の皆さんもほぼ異論はないということですので、そういう形で、次回、その中で整理して出していただきたいということです。

それから、今、小野委員からのご提案は、基本計画策定の中で、文書館の必然的・客観的条件の整理というのでしょうか。その中に新潟市は新潟市民の人々の文書を守ってきた。こういう経過も少し入れていくほうがいいのではないかと。こういうご意見です。これは、今すぐ文案をさっと作るということは、なかなか無理ですから、そういうご意見もあるということをどの程度反映するかは、事務局にお任せしますので、参酌していただきたいと思います。

(事務局／倉地課長)

すみません、実は、今ほど、小野委員から話があった、(新潟市は)今までの歴史編さん、資料保存で、このようなことをやってきたということ、昔から文書でありますとか、合併町村史の編さん、市史編さんを経て、このような資料収集に努めてきたというような文案が、事務局の最初の原案の段階ではあったのです。ですが、文書館の整備基本計画の基本計画策定の趣旨という中に、個々具体的に今までこういうことをやってきたということ盛り込む必要があるのかというようなことがあって、私の段階で取ってしまったという経緯があるのです。事務局の中でいろいろ議論はしたのですが、事細かに従来の市史なり、合併史なり、歴史編さんの過程というものを、冒頭で書く必要がある

のかなということがあって、今回、ご提案したように、事務局段階では削除したということです。

(本間委員長)

経過はよく分かりました。そういうご意見もありますので。あまり策定の趣旨を、長く書くというのは、読む人にとっては、必ずしも効果的ではないと。ただ、書かなければならないことは列挙しなければならぬということで、非常に難しいのですけれども、今、ご提示いただいた中でも、もう少し簡略にできるかなという部分もあるのです。小野委員が要望されたことを全部書くとすれば、非常に長文になりますから、参酌していただいて、市民一丸となって歴史資料を守ってきたという過去の経験を踏まえながらというような趣旨を簡潔に入れていただくよう、またご検討いただきたいと思っております。しかし、文書館はこれでいくという案が出れば、また次回、協議するというご希望したいと思います。

(伊藤委員)

それに関しては、1ページの下から5行目、一方のところの、最後の「歴史編さんや地域資料の保存・活用」。そのところに若干の修飾語を加えるようなかたちでうまくいくのではないかと思います。そういう今までの経緯を踏まえて、歴史編さんが行われ、だから具体的な何があったという事実ではなくて、これもどう積み重ねがあるのだということを入れる。

(事務局／長谷川)

考えさせていただきます。

(本間委員長)

それでは今、小野委員からの件はそういう形で処理させていただきます。

それで、ほかに1の「基本計画策定の趣旨」ですが。

(杉本委員)

質問ですが、「歴史的な価値のある」というのがあるのですが、これは今後とも、収集する際の基本的なこういうもの（基準）は、具体的に決まるのでしょうか。決めるのでしょうか。どういったものを取っておくかというのは、10人がいろいろ、基本的に価値が違うと思うのです。歴史的な価値があるものとは、基本的にはこういうものかというのは、当然、後で定められるのでしょうか。

(事務局／長谷川)

これは公文書の話ですね。それに関しては、当然のことながら、評価選別基準というのがありますので、その中でどういったものを優先的に残すとか、そういった基準とか、考え方というのは示していく形になります。

(杉本委員)

それは、この会議では、まだ提示できない。

(事務局／長谷川)

ここでは提示することは、多分ないと思います。

(杉本委員)

ただ、それが非常に基本的なものですから、一応、留意していただきたいと思っております。

(下井委員)

今のは選別基準でいいのではないですか。

(事務局／長谷川)

公文書だから、基本的にはそうでしょうか。

(下井委員)

選別基準というのはあるのではないですか。

(事務局／長谷川)

評価選別基準で。

(本間委員長)

今、杉本さんのご質問には、それは検討することはないと思いますと答えなければ、既存のものがあるから、それでこれをご覧くださいとか、こういうことですか。

(事務局／長谷川)

今、新しく定めてくださいという話だったのかと思ったので。

(本間委員長)

そういう意味ではないのでしょうか。新しく定めてくださいという…。

(杉本委員)

そういうことではないのです。具体的に職員の方が、それを取っておくときに、これはどうだろうか、これはどうだろうかと迷ったら困りますので。

(本間委員長)

分かりました。それは恐らく選別基準というのがありますから、それに忠実に対応して、膨大なものから歴史文書を選別するという基準が、今、あるわけですから。

(杉本委員)

それは具体的に、例えば、旅費の精算みたいなものは、全部取って置く必要はないのですが、例えばこういうものがあつたとか、歴史的にこんな時代はこういったものがあつたのねというようなものの、帳票みたいなものは、どのようになりますか。

(本間委員長)

これは選別基準に従いますよね。ただ、必ずしも選別基準には全部適用されて、機械的にやっていくということは、どんなに精密な選別基準があつても、なかなか困難でしょう。だから、そういう当てはまらない、迷うところについては、文書館と原課がまた対応して、そして最大公約数的な発想で残すのは残す。残念だけれども、これは廃棄するという場面もあろうかと思ひます。どうですか。

(事務局／長谷川)

すでに2回目の会議の資料の中に、「歴史公文書選別要項」という資料がございます。ですから、杉本委員におかれましては、もう一度、資料をご覧くださいと思います。

(本間委員長)

恐らく杉本委員のご質問は、それは含められているけれども、公文書館が発足したときに、膨大な資料に立ち向かう場合に、選別というものの……ある部分をどのようにしてフォローするかというようなご質問でしょう。これも、最後の一線というのは、見識を持った市役所職員と見識を持った文書館職員が、英知を集めて、最後、決断するという決断に任せなければならない部分もあります。だから、それをひとつ信じていただいて、私が言うのもおかしいのですが、信ずるよりほかはないと。こういうことでしょうか。

ほかに何か。

(伊藤委員)

2ページの3行目、また市民が「新潟をより深く知りたいという高度な欲求」というのを入れたのは、何か理由がありますか。

(本間委員長)

2ページですか。

(伊藤委員)

2ページの3行目、「高度」などいらぬのではないですか。

(事務局／長谷川)

では、取り消します。

(本間委員長)

「高度な欲求」のどれを取るのですか。

(伊藤委員)

「高度な」を取る。

(下井委員)

あってもいいような感じですが、非常にハイレベルな知的な欲求だということでしょう。私は、「欲求」のほうが少し気になるのです。

(本間委員長)

今、お二人の委員から「高度な欲求」という部分で、若干違和感という大げさですけども、どうだろうというご意見がありました。これも即ご検討いただきました。「高度」という言葉は入れなくてもいい。しかし、「欲求」という言葉はどうかというご意見ですね。

(下井委員)

「高度」は入ったほうがいいということもありますので。

(本間委員長)

むしろ「欲求」という言葉がなじまないのではないかというご意見でした。

(下井委員)

これは完全に文章の趣味かもしれませんが、「満足させる」ということも、市が市民のニーズを満足させるというと、ちょっと。

(伊藤委員)

「こたえる」ですね。

(本間委員長)

欲求とか、要請といますか、希望といますか。

(伊藤委員)

要請ということになると高度になりますね。

(本間委員長)

「こたえる」というのは、要するに応ずるという意味ですか。

(伊藤委員)

応ずるのほうです。

(下井委員)

こういうときは英語を使うと便利なのですね。ニーズとか。ただ、あまり英語は使わないほうがいいということもありますけれども。

(本間委員長)

では、これもいろいろ委員の皆さんから要望というか意見ですか、事務局のほうで、もう少しこれについてご検討ください。そして、次回またお出しいただきたいですね。ほかに基本計画策定の趣旨で何かございますか。

(杉本委員)

この中で、資料の収集、要するに一般から集めるというのは、基本理念にあまりないのでしょうか。今、散逸する心配のあるいろいろな蔵とか、納屋とかあるのですが、そういうところのものを積極的に集めるという気は、あまりないのですか。

(事務局／長谷川)

それは場合によります。例えば、所蔵者が持ちきれないという場合は、やはり公的な機関がそうい

ったものを引き受けるというのが大事なことになります。ですが、例えば所蔵者が、基本的に自分の所の資料だから持ち続けたいということであれば、そのためにどうしたら長く持つていけるかということに、私たちの支援の仕事というものに力点を置くような形にしているということです。

基本的に新潟県内では、「現地保存主義」という考え方があります。それは、所蔵者が自分のものをその場で残したいと考える場合、自分のところにあるのが一番資料にとってもいいわけです。環境は変わりませんし、長く伝えられてきたものを、これから後世に伝えるという意味では、それが一番いいわけです。ただし、先ほどおっしゃったような形で蔵が壊されるとか、持ちきれないから売ってしまうという話になると大変なことになるのです。そういった場合、我々文書館がそういったところに手を差し伸べると。引き受けるということは、当然あります。

(杉本委員)

そういう情報収集も積極的に行われるわけですか。今のところは考えられていないですか。

(事務局／長谷川)

今のところは、こういった話は積極的にといっても、ぎりぎりになってどこかから、伝手を伝って入ってくるというのが現状です。特に、蔵が壊されるという話は、本当の直前にならないとわからないことが多いので、それに対する手だてというのは、こちらから何か積極的にというのはできないところがあります。ただ、日常の業務の問題として、地域資料の保存のために所在確認調査というものを今年度も継続して続けております。そうした業務の中で、情報がいち早く入ってくるような形での対応だけは、私たちも進めているつもりです。

(杉本委員)

お願いなのですが、例えば町内会単位とか、そういうところに網を張ってやってほしい。「西山日記」という（資料があります）、それは新潟市内の農家の方が何十年も毎日、日記をつけていたのです。公の歴史書ではない、農民の方の小作農の方の毎日が書かれて、私は非常に参考になったのですが、そういうことが頭にあって、そういったものがなくならないように、ぜひ力を入れてもらいたいと思います。これは要望です。

(本間委員長)

分かりました。基本計画策定の趣旨については、いろいろご意見も、宿題も出ました。時間の関係もありますから、次に移らせていただきます。よろしいでしょうか。

新潟市文書館の基本理念

(本間委員長)

それでは、原案では「2」となっています。修正提案がありまして、今度は「3」となるようですが、「新潟市文書館の基本理念」です。これについて、ご説明いただけますね。

(事務局／長谷川)

それでは、「新潟市文書館の基本理念」ということで、説明させていただきます。まず、第1点目として、(1)「文書館の必要性」ということを掲げました。市では、意思の決定や伝達の手続き、記録を残す手段として様々な公文書が、日々作成・蓄積されています。これらの公文書は、市が何を自らの課題として解決を目指したかを示した行政活動の正確な記録であり、その公益追求のプロセスは、その自治体の発展過程そのものの歴史を刻むものです。

こうした公文書の社会的な役割には、①市政について市民への説明責任を果たすこと、②市の職員が公務の証を残し、過去の事例の検証を通じて、効率・効果的な行政運営に資すると、③市民にとつ

て、自らの地域の営みを知り、市政を検証できることがあり、これらの貴重な資料は、市民共有の知的資源として継続的に後世に残していく必要があります。そのためには、行政経営の基礎となる多様な公文書を体系的に選別・保存し、市民への説明責任を果たしうる諸活動を展開できる「場」としての「文書館」が必要になります。

一方、本市においては、市民自治の確立を目指すにあたって、市民の参画と協働による市政の運営を目標に掲げています。市民の様々な活動が、地域や自治体の歴史や文化、それぞれの個性を形作る重要な要素を構成します。そこで市民が自らの手で、その歴史を紐解き、先人たちの蓄積から地域の独自性や自立性を学び、新たな自治の形を作り上げていく。そのために新潟市の歴史情報や、政策形成の背景となる基本的なデータを提供する役割を果たす施設としての「文書館」が求められています。

「文書館」は、現在よりもより将来の市民に対しても説明責任を果たしていくための役割を担う施設です。「新潟の地から地域主権の流れを大きく」し、地域の独自性を尊重した市民自治を展開していくとする政令指定都市新潟市にとって、「文書館」は地方公共団体が行う自治の実践、公共性・ガバナンスの質を保証し、開かれた行政の姿を表す、民主主義社会の発展に欠かせない施設として必要不可欠なものと考えます。

そこで、新潟市の文書館のあり方としまして、ここでは三つの基本目標と四つの基本機能というものを考えてみました。基本目標・基本機能の関係は、一番最後の7ページにありますような(図の)形になります。まず、(2)「基本目標」から話をします。基本目標として

ア) 歴史公文書の保存・活用による行政情報の共有化と説明責任の具現。

新潟市の歴史公文書を保存・公開することで、行政情報を共有し、市民と行政の新たな協働・信頼関係を築くとともに、行政運営の透明性を担保し、現在及び将来の市民に対する市政の検証と説明責任を果たします。また、歴史公文書を適切に保存・管理します。

イ) 地域の歴史・文化遺産の継承と地域文化の発展。

散逸のおそれのある地域の歴史資料の保存について、その意義を普及・啓発及び支援する活動を通じて、地域の歴史・文化遺産の継承と、個性豊かな地域文化の発展に寄与します。

ウ) 信頼される調査研究力に基づいた歴史情報の発信と市民支援体制の構築。

未来の新潟市のあるべき姿と指針を見出すため、専門性に裏付けられた確かな調査研究に基づいて、地域の歴史・文化に関する情報を公開・発信するとともに、市民や行政組織からの照会に対して適切な情報提供を行い、その調査活動を支援してまいります。

(3)として「文書館の基本機能」です。基本機能の部分に関しては、5ページ目に図式化したのでご覧ください。

まず1点目はア) 史料保存です。スローガンの「公文書も地域資料も平等に」と掲げました。文書館における史料保存の原則は、「保存なくして利用なし」です。これは、文書館資料は市民・地域の知的資源として保存し、公平に利用に供していくことを前提として、「保存」の手立てを講ずるということです。そのためには、形態や媒体を問わず、開かれた利用に供するのに必要な情報を「保存」することが必要です。ここでは行政資料(移管された歴史公文書、行政刊行物、学校・地域のコミュニティ関係の資料などを含みます)、行政資料と古文書等地域の歴史資料などの主に紙媒体に記録された資料と、映像や写真などの画像関係のメディア資料で、文書館で保存する必要があると認められるものを扱ってまいります。

イ)として、分野別には調査研究活動、スローガンの「新潟市の歴史情報のシンクタンクに」。文書館の活動は、専門性に裏付けられた歴史資料の調査研究がベースになります。これを土台に歴史公文書等を使った公文書の分野、それから古文書等歴史資料を使った地域資料の分野と、歴史叙述・歴史編さん等の活動がバランスよく展開されることによって、地域、歴史、行政に対する様々な情報

を市民に還元することができます。ここでは、新潟市域の歴史研究、従来行われてきました、新潟市域のさまざまな形での歴史研究を一層進めることと、歴史資料を文書館の資源にするための保存管理の研究に加えて、現代的な課題といたしまして、公文書を使って新潟市の市政史（自治体における政治・制度・政策史の解明）研究を新たな研究対象として掲げたいと思います。

次に6ページの図をご覧くださいと思います。（これが）文書館の活動の支柱ということで、今申し上げた歴史公文書分野、地域資料分野、歴史編さん分野です。こういったそれぞれの分野をイ)の調査研究活動にあたる地域史研究・市政史研究・資料保存管理研究というものが支える形が、新潟市の文書館の活動の基本的な核の部分であることを示すものです。さらには、下の図（「新潟市文書館」の活動イメージ）の様な形で、歴史公文書の管理の分野、歴史叙述、地域資料の保存支援・収集の活動、それから歴史や資料保存管理研究というものが偏ることなくバランスよく行われることが、新潟市文書館の活動です。

そういう中で、ウ)として、歴史叙述と情報発信ということを掲げました。「歴史編さんと発信方法の新段階」というところで、先ほどの参考資料（A3版「新潟市」における歴史関係事業の変遷）に掲げましたように、新潟市の戦前・戦後を通じての歴史事業の柱というのは、「歴史編さん」でありました。歴史を何らかの形で叙述していくことは、市民の期待にこたえる一番基本的な作業でありまして、時代とともにその方法をモデルチェンジしていく必要があります。大がかりな市史を作るというのは難しくなっており、新潟市では（市史編さん後）歴史双書という市民に啓蒙的なものを作りましたが、これも体系的なものでした。現代の（メディア）媒体あるいは表現の方法、といったものに合わせてモデルチェンジしていく必要があるということが、現段階（の課題）としてあると思います。

そこで、新たな歴史叙述の方法として、①身近な時代と新潟市政の歴史を対象とする公文書を活用した新潟市史編さん以降の「現代史」の編さん。②として、画像とか、映像とか、さまざまなメディア資料を活用したビジュアル版の新しい歴史叙述、またそうしたものを利用したモノを置くだけでない情報発信としての文書館展示の方法。③として、調査研究活動の成果を積極的に発信する歴史講座の開催などを事業として遂行していけたらと考えています。

エ)として、史料・歴史情報の公開・提供で、「充実した資料相談サービス」としました。参考資料にもありますけれども、平成13年から、もうすでに歴史文化課の中では、歴史情報・歴史資料等の公開等を行っています。そうした公開の実績を基本に市民共有の知的資源としての歴史資料の公開と活用を一層進めてまいります。また、今までのこうした信頼されております調査研究力をもとに、市民・行政組織の求める情報について丁寧に適切なレファレンスサービスを行い、市民の生涯学習や学校教育を支援してまいりたいと思います。

ということで、以上で今回の説明を終了いたします。

（本間委員長）

どうもありがとうございました。それでは、ここでは、文書館の具体的な活動内容も含めましてご提案があったのですが、時間の関係もございまして、一括していろいろご意見、あるいは質問をお願いいたします。それでは小野さん、簡潔にお願いします。

（小野委員）

年度が替わりまして、職員の異動もあって、かなり内容が、今までと少し違うように伝わってくるものがありますけれども、二つほど絞って質問します。

今回の主なところで「平等に」という言葉があります。つまり今回の趣旨かもしれませんが、地域資料と公文書、ともに対象にするというのなら分かりますけれども、平等というのは、いかなる意味での平等なのか。

それから、イ)の調査研究活動ですけれども、専門性に裏づけられた歴史資料の調査研究がベース

になるといいますけれども、この主体は文書館の職員なのか、それとも対象とする利用者の立場なのかというところが、ややあいまいだという気がします。むしろ目録の編集・交換などによって、検索ツールの整備をすとか、検索システムの平準化を果たすということであれば分かるのですけれども、文書館の職員が調査研究をするだけの文書館ではないはずだという気はします。

以上2点、ア)の史料保存、公文書も地域資料も平等にということ。むしろレコードスケジュールを管理できる公文書、市の公文書とそうではない地域資料は、さまざまところで差異があるわけで、平等にという言葉そのものは、非常に用語としては不適切だという気がします。

それから、(2)の基本目標のほうですけども、「また、歴史公文書を適切に保存・管理します」という文言はいい。むしろ最初のところに修飾語として、「適切に保存・管理・公開することです」とすれば、何ら問題のない文章だと思います。

(本間委員長)

それでは、今のご質問です。文章等については、もう少し整理するということを前提にして、2点の質問に対して、お答えをお願いします。

(事務局／長谷川)

「平等」ということがどうかという(ことについて)、小野委員が言われた最初の趣旨に(対して)は、公文書も地域資料もやりますと。それも偏りなくやるというのが、新潟市のスタイルだと。それを基本としたい。平等というのは、そういう意味なのですけども、その使い方が悪いのだとすれば、それは修正します。

もう一点の問題ですけども、目録の話は、アーキビストとしては当然の話。それを基にして、その先の問題として、一番求められている市民との関係の中で言えば、目録(の編集)を追求すれば済む話ではないはず。やはり新潟市の歴史をいかに伝えるか。そのための調査研究。ですから、目録を作ることも、アーキビストの仕事も当然ですし、すべて研究なわけです。調査研究というのは、全部を包括した意味での研究です。基本的には、この場合は、提供者側である職員ということになります。専門職員の問題であるということ。

(本間委員長)

それでは、小野さん、今のことについて何か。時間の関係がありますから、次回にまた、修正する場合もあると思いますが、今の答弁で何かありますか。

(小野委員)

今日、4ページの最後まで討議を終わるということですね。であれば、突っ込みません。専門の職員、いわゆるアーキビストの問題については、前回は私が申し上げましたが、アーキビストを置けばという、その文言を引っ張るためのイ)の文章であるとすれば、理解はできないこともないのです。けれども、それだけの意気込みがたくさん含まれている以上、実は、やはり主体者である、利用者である方たちに。理念そのものは、今の長谷川職員と同じ。望ましい高度な知性と経験と使命感を持つ専門職員が配置されるべきだということ、私の持論も同じことです。

(本間委員長)

また、このことについては、次回も言及する場がありますから、そういうことにさせていただいて、伊藤委員いかがですか。

(伊藤委員)

ほとんどの問題になるかと思うのですが、基本目標のウ)「信頼される調査研究力に基づいた」、これはやはり何とか「力」という書き方はいかがかと。それから、「信頼される」という、盛んに最近、行政は信頼されるということが言われていますけれども、あえて「信頼される」という言葉を使うということがいかなものか。もっと専門性といいますか、そういうものを抜本的な感じの中で打ち出

していくといったほうが良いような気がします。

それから、2ページの(1)公文書館の必要性というところで、最初のところでは市ではというのは新潟市です。そして、その2行目から、これらの公文書は市がといったときには、この市は新潟市なのですか。4行目、その自治体のというように出ておりますので、一般論みたいな書き方をしているというような気がいたします。

それから、5行目から「公文書の社会的な役割には」とあって、「あり」というように3点で設定して、その後でまた二つの文章をつなげた形です。「これらの貴重な資料は…必要があります」ということになると、何となく普通に読むと社会的な役割には必要がありますと読めなくもないので、分けたほうが良いと思います。

それから、4ページのイ)の調査研究活動の第二段落で、ここでは、「新潟市域の歴史研究」とあり、「歴史資料を文書館の資源にするための」、という表記がいかがなのか。

あともう一つ、4ページ目の一番下のエ)の3行目、「今までの信頼される」とあえて言う必要はないのではないかと。今まで信頼されていなかったから強調しているような気がして。

(本間委員長)

今、5か所についてご意見がありました。これをまた、次回にこれを修正する部分もあろうかと思いますが、そのときにまたやるとして、長谷川さん。

(伊藤委員)

今の時間があれば、お答えいただければ。

(本間委員長)

そうですね。どうでしょうか。信頼されるというところとか、市というのは新潟市を言うのか、もう一つのところは一般的な市というのかと。

(事務局／長谷川)

2行目の市は、どちらかという一般的な自治体というようにすべきですね。

(本間委員長)

では、今、多岐にわたってご質問、あるいは提案がありましたので、ここでいちいち時間もありませんから、今回の意見を踏まえて、またこれを修正し、もう一度出してもらうわけです。そのときにひとつ反映するようにしていただきたいと思います。では、伊藤先生のご質問は、これでよろしいですか。

それでは、下井先生、ございましたらお願いします。

(下井委員)

一点だけ、もっと前の伊藤先生のご質問にかかわるのかもしれませんが、「歴史公文書」という言葉、「歴史情報」という言葉、「歴史資料」という言葉は、特に定義されずに出てきて、これは一般的な意味で取ればいいだけなのかもしれませんが、これは意識して使い分けをされているのですか。

(事務局／長谷川)

「歴史公文書」は意識して使っています。今まで歴史的公文書とかといった言い方はありましたけれども、根拠法令となる公文書管理法施行下においては、各地の自治体を見ましても、全体的に「歴史公文書」で統一された形で使われております。新潟市は今まだ公文書管理条例の制定等までには至っていませんけれども、文書館の検討委員会の中では、「歴史公文書」という形で統一して使っています。「歴史情報」の部分に関しては、もう少し一般的な使い方をしている可能性がありますので、もし何か不備な点等があれば、逆にご指摘いただきまして、次回までにきちんと概念規定をして、使い方を整理していったほうが良いかどうか判断させてもらいたいです。

(下井委員)

「歴史情報」という意味は、多分そうだろうと思うので、それはよろしいかと思いますが、「歴史公文書」だけは、今のようなことをどこかで説明されたほうがいいのかと思います。

(事務局／長谷川)

はい。

(本間委員長)

ほかにございますか。では、杉本委員いかがですか。

(杉本委員)

特にありません。

(本間委員長)

それでは主に質問ということで、2番目の議題について伺いましたが、まだ若干時間がありますから、先ほど言い足りなかったという方がございましたら、何かご意見ございますか。

市文書館の任務をいろいろ上げられまして、そのとおりだと思いますが、この中で、今回、特に強調されたのは、新潟市史編さん以後の、特に行政資料です。歴史公文書等を活用したいいわゆる現代史です。この現代史をやりたいという意味は、書かれていることで分かりますが、強調したいのは現代史の研究によって、現在、あるいは未来の新潟市の市政のいろいろなあり方に対して、資料というのでしょうか、市政の仕方に対して、何か示唆を与えるような資料を提供したいということですか、分かりやすく言えば。

(事務局／長谷川)

そうですね。基本的なデータを提供するというのと、それからその（時代の）姿といったものがある期間を区切って提示するということは、市民にとっても身近な時代の歴史として、非常に興味、関心を持っていただける部分もあります。そういったところで提供する意味は大きいのではないかと考えます。ですから、基本的なデータと身近な歴史に関心を持っていただく。それが結果として、市政への検証なり、それぞれ（市民の）皆さんが、自分で（資料を見て）検討していく材料として役に立つのではないかと思います。

(杉本委員)

（本間）先生にご質問なのですが、今の歴史、現代史というのは、例えば、事実だけを書いているというときに、偏った部分の事実と対比するのはあまり書かない。現代史というのは非常に危惧を感じる部分があるのですが、そういうものの心配はないですか。

(本間委員長)

私は偉そうなことを話す資格はないのですが、現代史の編さんというのは資料も豊富です。それから古代だとか、前近代に比べまして、資料は豊富なのです。ただ、一番難しいところは同じ時代でしょう。したがって、それを編さんする者が一定の予見や一定の世界観というもので書かれるということになると、市のこういう文書館といった施設でそういうことをやることは、厳に慎まなければいけない。だからといって、資料だけを羅列して編さんの意味をなさないと困るのです。そうすると、編さんする人々の研鑽と、見識といったものを持った文書館の館員、あるいはそれを支える外部の委員みたいなものもいるかもしれません。最後はそういう人々の判断といいますか、それを信頼する部分が非常にあります。

前提としては、一定の世界観や一定の先入観、そういうものを排するという共通項があるのです。そこから一歩進んだ場合には、それをも精通する、こうやらなければならないということはないと思うのです。そうすると、そこは選ばれたと言うとおかしいのですが、選ばれた人々の力量、あるいは視点、人間性、こういうものに信頼する部分が非常に多い。公務員とは、そうではないでしょうか。しかし、最後は、そういう人々の視点や判断というのは市民に委ねられていると思うのです。現代史

の編さんもそういう部分が多いのではないかと、私は、愚かながらそういう判断をするのですが、せっかくベテランの先生もおられますから、伊藤先生、何か補足ありますか。

(伊藤委員)

現代史の大家を前にしては。

(本間委員長)

いえ、大家でも何でもなし。下井先生、いかがですか。

(下井委員)

ただの法律屋ですから。

(本間委員長)

いえ、そんなことおっしゃらないで、そう言われると私も説明するのに大変でございますので。私は、そうではないかと思うのです。

では、もう少し時間がありますから、何かご意見ございますか。

(伊藤委員)

4 ページのイ) の「調査研究活動」のところ。「歴史情報のシンクタンクに」、の表記の問題です。2 行目、「これを土台に公文書分野プラス」とありますが、足して行ってバランスよく展開という。

(事務局／長谷川)

先ほどの図をもう一回、見ていただきたいのですが。

(伊藤委員)

並列でしょう。

(事務局／長谷川)

並列といいますか、実を言いますと、これは分子分母の関係だったのです。下(分母)の基礎が調査研究で、その上(分子)にそれぞれの分野が成り立つと。それが全体として文書館の活動の支柱になるという考え方なのですけれども、このプラスはやめます。

(本間委員長)

工夫していただくということですね。ほかにございますか。

(下井委員)

先ほど申し上げた歴史公文書の概念ですが、1 ページの真ん中あたりに公文書管理法に基づくということが、一応、示されているので、ここはもう少し明確になればいいのかと思いました。

(本間委員長)

そのあたりをまた、編集していただけますか。ほかに何かありますか。

(小野委員)

今、伊藤委員がおっしゃったところのイ) のバランスよくという意味が、先ほどの長谷川職員のおっしゃる両輪だと。公文書、地域資料ともに。そうなってくると、プラスで現代史を含めた歴史叙述という三つに出てきたというところが少し違うなど。バランスよく内容は難しいことだと思いますけれども、その下のところで、新たな研究対象とする市政政策史と言っても、過去ずっと市政……をはじめ、新潟市の部署でも、こういう検証もやっているわけですから、都市政策研究所のように市長、副市長、直属くらいの独立性、中立性を保つような位置づけるになるのかなという気はしますけれども、実際は、どうなのでしょう。

それはともかくとして、エ) の一番下のところですが、やはり文書館のみが唯我独尊的な高らかさを誇っていますけれども、実際は情報公開窓口との連携が伴わなければ、市域全体の公文書としても手が足りないわけで、それから他の類縁機関との連絡連携、先ほど申し上げた図書館や各区域に置かれている郷土資料館や博物館、それから、歴史的な経緯があつて置かれている公民館などでの

資料保存との連絡協調。そういうこともうたわなければ、広い意味での生涯学習ニーズにこたえられるようなところまではいかないと思います。

それから、専門職員アーキビストがどんなにすばらしくても、目録の扱いや、市の中での総務課、ないしは他の課との連絡がとてもおざなりになっている、(あるいは)利用が進んでいないのに論説だけは多いような文書館も見受けられる。そういう意味で、そういう轍を踏まないようにしていただきたい。つまりこれだけ気負ったものであれば、マンパワーというのか、人材の養成も含めて、それから先ほど来、申しあげている利便性の高い目録、ないしは検索システムの構築まで、本当に早急に射程に入れるような形でなければ、この大きな四つの方向を目指したような、あるいは三つの上にベースが専門性に裏づけられているというような理念は実現しないと思います。

その上で言えば、公文書管理そのものに踏み込んだ権限、公文書が原課で生まれて、それから廃棄選別、ないしは歴史公文書として作られるまでのレコードスケジュールに踏み込んだ権限を。今総務課さんが準備されようとされる公文書管理条例の中身、あるいは文書規程の改定とも相乗りになって、この基本計画が実現したときに、従前、今とどこまで文書管理システムが違うのかというようなところまで、やはり今のうちに踏み込んでおくところは踏み込んでおかないと、今までどおりなのだと。

それから、従来の歴史文化課の中における文書館機能により歴史情報公開実績を基本にという文言がありますけれども、実際は、市民の多くのほとんどの市民は歴史文化課で公開されているということを知らないのが普通だと耳にしておりますし、そういう感じをしています。であれば、文書館の開館までに、より多く積極的に利用実績を今の歴史資料整備室の段階でやれることは、やるべきだと思います。

(本間委員長)

どうもありがとうございました。

それでは、時間も迫っておりますので、次に移りたいと思いますが、二つだけ意見を申し上げたいと思います。一つは、今、出ましたけれども、近代史の編さんの中で、市に市長の直属でしょうか。都市何とかとありますよね。

(事務局／長谷川)

都市政策研究所。

(本間委員長)

歴史ですから、もちろんこれとは違うのですけれども、市民にはその差など分かりませんから、言ってみれば、既存の市のいろいろな組織や機関があります。そういうものとの整合性というものを、ひとつ調整していただきたいと思います。

もう一つは、文書館がいろいろこういう活動をやるのはいいのですが、やる場合には、新潟市歴史博物館とか、いろいろ新潟市、あるいは場合によっては新潟市は県都ですから、県の組織も入り込んでいます。そういう場合に、資料の保存や資料の収集などで、やはり調整と言うのでしょうか、あるいはすみ分けというのでしょうか、そういうものも必要になってくると思うのです。そういうところも研究しておいていただきたいと思います。

それでは、時間も迫っておりますので、また今後、次回ご意見を頂戴することとして、今後のスケジュールをお願いいたします。資料はないのですね。

3. 今後のスケジュールについて・閉会・その他

(事務局／拝野室長)

資料はありません。口頭での説明になります。

今年度もあと2回、会議を開催させていただく予定です。次回、第6回で文書館の実施する事業分野及びその施設だとか、設備、体制などについてご審議いただきまして、当然、今回の修正した事項もご検討いただきますが、全体像をそこでつかんでいただいて、全体を通して検討いただくと。そして、年明けになると思うのですけれども、第7回で全体を通した案を最終確認というような形で審議いただき、成案を得たいと考えております。

(本間委員長)

では、またそういうことで、委員の皆様にもご了解いただきたいと思います。

それでは、第6回には、今回のいろいろなご意見もありましたが、ご苦勞でございますけれども、それを修正、ないしはもう一遍、改修版というものを出示していただいて、さらに新しい課題を協議するというにさせていただきたいと思っております。委員の皆さんは、まだいろいろご意見もあろうかと思っておりますが、次回にまた、お願いいたしたいということでございます。

それでは、時間も迫っております。今日はこれで終わってよろしいですか。事務局にお返ししたいと思います。よろしくお願いいたします。

(事務局／拝野室長)

そうしましたら、次回の会議の日程調整をお願いしたいと思います。先ほども言いましたけれども、第6回検討委員会、10月下旬から11月初旬ということで開催させていただきたいと思うのですが、委員の皆様の都合はいかがでしょうか。10月の最終週ですと29日(月)からの週になります。

(本間委員長)

今日決めますか。

(事務局／拝野室長)

また後ほど。

(本間委員長)

ご足勞でも、大枠を示していただいて、いろいろ予定がある方もいるかと思っております。

(事務局／拝野室長)

そうですね。大体、目途として10月下旬ということで。

(本間委員長)

あとで調整していただいて、10月下旬から11月初旬ということでお願いします。

(事務局／拝野室長)

また後ほど、連絡差し上げます。お願いいたします。

(司会／事務局・鈴木)

ありがとうございました。それでは、以上をもちまして、文書館整備検討委員会第5回会議を閉会いたします。お疲れさまでございました。

(事務局／拝野室長)

委員の皆さんに一点、事務連絡なのですが、平成24年9月末で2年間の任期が満了となります。ただ、本会議、先ほども申しましたけれども、もう2回、開催を予定しております。前回にもご案内がございましたが、皆さんのほうには引き続き、ご審議いただきたいと思いますので、ついでには要綱を改正し、委員の皆様の任期を延長させていただきたいと考えております。今までの規定ですと2年となっているところを3年とさせていただき、一応、任期の末を平成25年9月末まで延長させていただきます。ただし、また、今回、基本計画の成案が得られた時点で委員会は終了という形になります。

以上、ご報告を申し上げます。よろしくお願いいたします。